

INDEX

- (1) 確定拠出年金法施行令の一部改正について
- (2) 確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しについて

(1) 確定拠出年金法施行令の一部改正について



POINT

- ✓ パブリックコメントに付されていた「確定拠出年金法施行令」について令和4年5月1日施行分、令和4年10月1日施行分について内容が確定しました。
- ✓ 改正内容についてはパブリックコメント発出時のニュース記載の内容から変更ありません。
- ✓ 本件に係る必要な手続き等は別途ご案内いたします。

- [DCニュース第5号](#)にてご案内いたしました、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」について、8月6日に結果が公示されました。また、同日、本件に係る政令が公布され、確定拠出年金法施行令の一部が改正（令和4年5月1日施行分、令和4年10月1日施行分）されました。

(参考資料)

- ・ [官報](#)
- ・ [地方厚生（支）局長等宛て通知](#)
- ・ [パブリックコメント結果通知](#)

■ 確定拠出年金法施行令の改正内容は以下です。

«施行予定日2022年5月1日»

個人型DCの加入可能年齢引き上げに係る見直し

令和2年改正法第22条の規定により、企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）及び個人型確定拠出年金（以下「個人型DC」という。）の加入可能年齢が引き上げられることに伴い、個人型DCについて

- ・国民年金の任意加入被保険者に係る各月の拠出限度額を6.8万円とすること
- ・政令で定める公的年金の給付を受給する者は加入者としなないこととしたため、当該給付を繰上げ受給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金とすること等の所要の改正を行う。（確定拠出年金法施行令（平成13年政令248号。以下「DC令」という。）の一部改正）

各種ポータビリティ拡充に係る見直し

令和2年改正法第20条等の規定により、企業型DCから通算企業年金への移換及び確定給付企業年金（以下「DB」という。）の残余財産を個人型DCに移換することを可能としたこと等に伴い、手続規定の整備等の所要の改正を行う。（DC令、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）の一部改正）

«施行予定日2022年10月1日»

企業型DC加入者の個人型DC同時加入における制限についての見直し

令和2年改正法第23条の規定により、企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和がなされることに伴い、

- ・企業型DCの加入者が個人型DCに加入する場合は、事業主掛金を各月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとすること
- ・企業型DCに加入する個人型DCの加入者は、各月の拠出限度額を2万円（DBの加入者等は1.2万円）（当該月の事業主掛金額が3.5万円（DBの加入者等は1.55万円）を超えたときは超えた額を控除した額）とし、個人型年金加入者掛金を各月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとすること等、所要の改正を行う。（DC令の一部改正）

- ▶ 2022年10月1日施行分として、企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和がなされる予定です（規約に定めがなくても、企業型DC加入者は個人型DCに加入が可能）。
- ▶ 当該DC法改正を受けて、今般政令にて以下の通り個人型同時加入者の拠出限度額等が定められました。

企業型DCに加入する個人型DC加入者の個人型DC掛金限度額

DB無しの場合	DB有りの場合
5.5万円－企業型DC掛金額（上限2.0万円）	2.75万円－企業型DC掛金額（上限1.2万円）

- ▶ 他、企業型DC加入者が個人型DCに同時加入するためには、企業型年金加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）を行っていない必要があることが改正DC法で定められていますが、ほか、**企業型DC、個人型DCともに毎月拠出**であること、また、**拠出額が毎月の拠出限度額の範囲内でない限り**は、同時加入不可と整理されました。

◆ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件

企業型DC
<input checked="" type="checkbox"/> 事業主掛金が月の上限（55,000円（※））の範囲で毎月納付であること <input checked="" type="checkbox"/> マッチング拠出を利用していないこと
iDeCo
<input checked="" type="checkbox"/> 掛金は55,000円（※）から毎月の事業主掛金を控除した残余の範囲であること ただし、上限20,000円（※） <input checked="" type="checkbox"/> 掛金はiDeCoの月の上限の範囲で毎月納付であること

（※）企業型DCとDBに加入する方は 55,000円 → 27,500円、20,000円 → 12,000円です。

- ▶ 本件改定に際し、厚生労働省より企業型運用関連運営管理機関宛てに事務連絡「[企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について](#)」が発出され、主に以下の内容が規定されました。該当のお客様等には別途ご案内申し上げます。

✓ 企業型DC規約への記載

⇒企業型DCにおいて、各月の拠出限度の範囲内での各月拠出となっていない場合は、規約にその旨を記載することが必要。その場合は**承認申請が必要**。

⇒当該承認申請については、申請が多数集中する可能性があるため、申請期限を2022年6月末とする。

✓ 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し

⇒企業型DC規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際、当該承認申請書等に添付する概要書については、今般の法令改正に伴い「個人型DCの加入の可否」等の項目を追加するが、これに併せて記載項目を大幅に簡素化するとともに、**提出形態を「紙」から「電子ファイル」に変更**することで、事業主の負担軽減を図る。

⇒**2022年1月以降に提出する承認申請書等**については、概要書を電子ファイルにより作成し提出することを原則とする。

(2) 確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しについて



POINT

- ✓ 事業主様の作成する業務報告書については、RKから直接厚生労働省に提出されることとなりましたが、いわゆる投資教育等の運営状況等については、地方厚生（支）局において確認し、その実施を促すこととなりました。
 - ✓ 具体的には地方厚生（支）局より上記運営状況の確認依頼が事業主様に到来しますので、事業主様より地方厚生（支）局宛て回答を行うこととなります。
 - ✓ 運用関連運営管理機関も回答作成のサポートを行いますので、別途対象の事業主様にご案内いたします。
- [DCニュース第10号](#)にてご案内いたしました通り、企業型DCの事業主が提出する業務報告書について、手続簡素化の観点から、記載事項を限定し、その提出にあたっては、企業型記録関連運営管理機関（RK）から直接厚生労働省に提出することとなりました。
 - 今般、厚生労働省より企業型運用関連運営管理機関宛て事務連絡「[確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しについて](#)」及び「[別添](#)」が発出され、改正前の業務報告書から削除した項目のうち、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」（いわゆる投資教育）など事業主に課せられた義務の履行状況については、地方厚生（支）局において確認し、その実施を促していくこととなりました。

○地方厚生（支）局は次の項目を確認

(1) 実施事業所に関する事項	①企業型年金規約に係る承認番号、②実施事業所の名称
	③実施事業所の郵便番号・所在地、④電話番号、担当者、メールアドレス
(2) 継続投資教育に関する事項	①継続投資教育の実施状況、②継続投資教育の手法、③継続投資教育の内容
(3) 運営管理機関の定期的な評価に関する事項	①運営管理機関の評価等の実施状況、②評価等を実施していない場合の状況
(4) 運用商品のモニタリングに関する事項	①運用商品のモニタリングの実施状況、②運用商品のモニタリングの実施方法

○ 回答方法

- ✓ 地方厚生（支）局において、全ての実施事業所を概ね5年で一巡することを想定し、当該年度に運営状況の確認を行う対象事業所を選定。
- ✓ 地方厚生（支）局は、E-mail、郵送などにより、対象事業所の事業主（2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合は代表事業主）宛てに通知を送付し、運営状況の確認依頼を実施。
- ✓ 対象事業所の事業主は回答様式（Excel形式）を地方厚生（支）局ホームページからダウンロードした上で、設問に回答。
- ✓ 対象事業所の事業主は、設問に回答した後、地方厚生（支）局が示す期限までに、E-mailにて回答を送付（なお、2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合、事業主は代表事業主に回答を送付し、代表事業主が回答を取りまとめの上、地方厚生（支）局に取りまとめた回答を送付）。

○ 実施スケジュール(実施初年度)

2022年6月末まで	対象事業所の選定 運営管理機関宛て対象事業所の情報提供 回答様式（Excel形式）のホームページへの掲載
2022年8月末まで	対象事業所の事業主宛て発出準備
2022年9月から	対象事業所の事業主宛て通知発出、照会対応
2022年11月末	回答期限
2022年12月から	回答の取りまとめ 未回答の事業主へ再度依頼

- ✓ 運用関連運営管理機関（弊社）においても、代表事業主様等から対応について照会等があった場合には、回答作成についてサポートして参りますので、別途詳細につきご案内いたします。

<本件のご照会先>

三井住友信託銀行 確定拠出年金業務部 業務チーム

☎ 03-5404-3116

月～金（祝祭日・振替休日を除く） 9：00～17：00



[DCニュース
バックナンバー](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託
ライフガイド](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託
DCサポーター](#)
(↑クリックで表示)